

事務局通信

令和6年5月号

令和6年度の会費納入について！

令和6年度の会費2,400円は、5月末までに本所又は支所に納めてください。

令和6年度定時総会の開催(予定)について！

- 【予 定】
- 日時 令和6年6月14日(金) 13時30分
- 場所 高齢者ふれあい会館 りふれホール
- 議案 ①令和5年度事業報告について
②令和5年度決算及び監査報告について
③役員を選任について
④定款の一部変更(案)について
- 報告事項 ①令和5年度収支補正予算について
②令和6年度事業計画について
③令和6年度収支予算について



会員拡大を図りましょう！ 会員皆さんで入会勧誘に取り組みましょう！

近年会員が減少傾向にあるなか、地域社会への貢献とシルバー事業の健全な展開・拡充を図るためには会員の拡大が必要です。

センターでは、会員の拡大を最重点課題として「新入会員の拡大」に取り組んでいます。

会員の皆さんにおかれましては、1人1会員入会運動にご協力ください。

会員の皆様の積極的な入会勧誘をお願いします。

会員入会説明会(予定)

月日 5月16日(木)、6月13日(木)

時間 13時30分から(1時間程度)

場所 りふれ研修室2(2階)

※事前に、本所又は支所に申し込みください。
日程を変更することがあります。



ホームページから入会の受付ができます！

入会説明会に出席できない方でもセンターのホームページから入会の受付ができるようになりましたので、是非ご利用ください。

365日 24時間
いつでもOK！



シルバー人材センターの契約形態が変わります

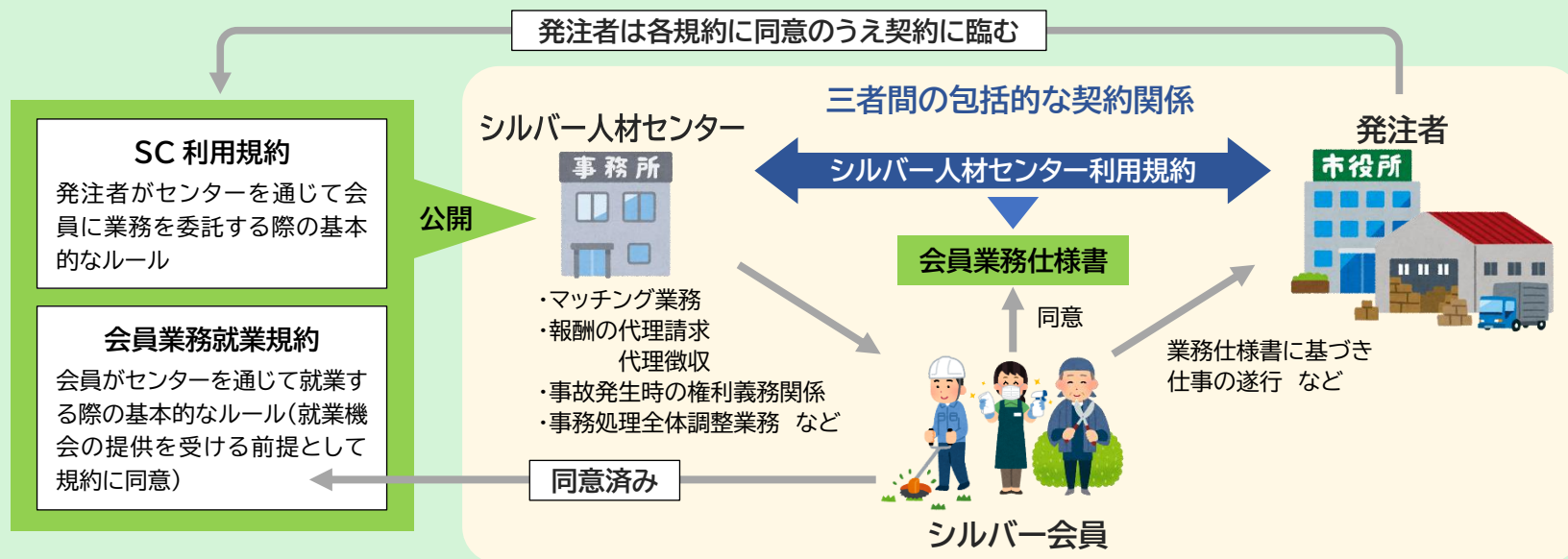
略称フリーランス新法が令和5年5月に公布され、令和6年秋にも施行される見込みです。シルバー人材センターがこの法律に対応するためには、契約形態の見直しが必要となりました。

見直し後も変わらないこと

- ・今までどおり、センターが発注者から仕事の依頼を受け、会員に依頼します。
- ・発注者から会員に直接連絡がいくことはありません。
- ・配分金についても、発注者への請求はセンターが行い、会員にはセンターからお支払いします。

見直し後に変わる点

- ・発注者、センター、会員の三者間での契約となります。これは、会員がセンターから送られる「会員業務仕様書」に同意(署名不要)することで成立します。
- ・「会員業務仕様書」を各会員に郵送でお送りすることによる事務量の増大に対応するため、シルバー人材センター専用アプリ Smile to Smile(会員専用サイト)が開発されました。これは、スマートフォンまたはパソコンから会員専用サイトへ会員がアクセスして使用します。
- ・会員の皆様にこの Smile to Smile の使い方を知っていただくため専門の職員を配置しております。



【新たな契約形態のポイント】

- ・すべての契約において不変の事項は「規約」としてまとめて約款の扱いとする。
- ・三者間の包括的契約関係を成立させるために、原則、書面または電磁的方法による就業条件の暗示及び会員の同意は必要だが、会員による署名までは必要としない。
- ・発注者が個人家庭の場合は、利用契約の締結及び会員への就業条件明示は口頭でも差支えない。(法的な問題は無い)